

可児市一般廃棄物処理基本計画

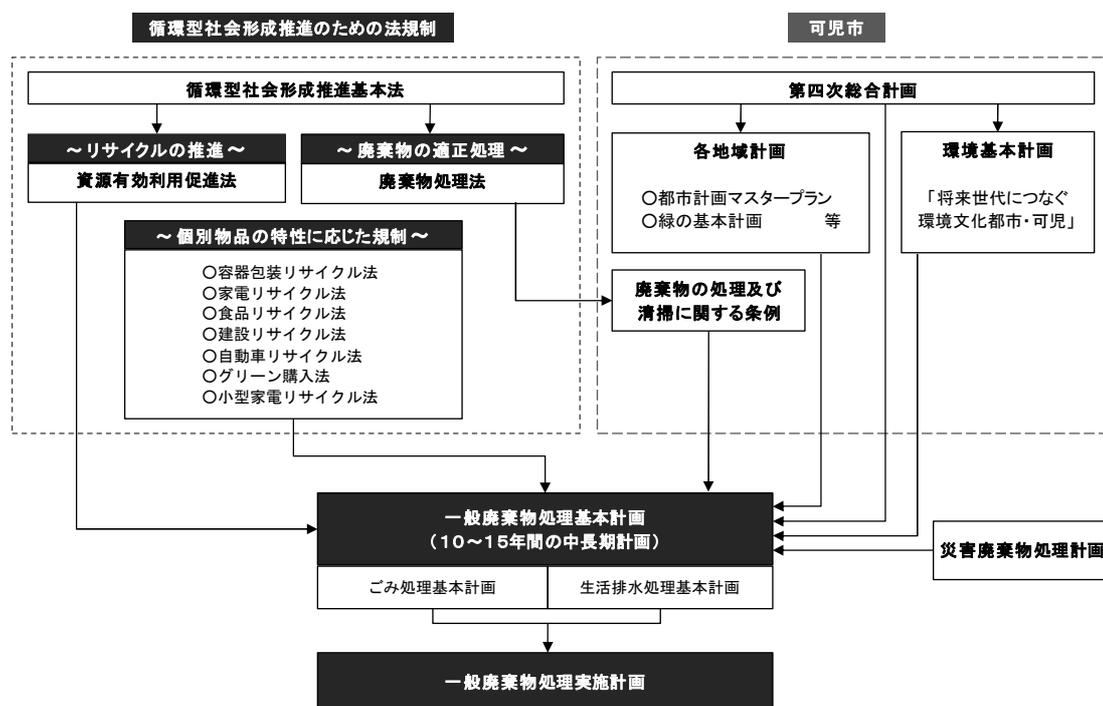
【概要版】

平成 28 年 4 月 可児市

1. 一般廃棄物処理基本計画の概要と位置づけ

可児市（以下本市。）においては、ごみの分別回収、資源回収事業の実施や、生ごみ堆肥化事業により、ごみの減量化・資源化を推進している。また、一般廃棄物の中間処理は他の市町村と一部事務組合を構成し、適正処理を推進している。本市の過去 10 年間のごみ排出量は減少傾向にあるが、さらなるごみの減量化・資源化は重要な課題といえる。

今回改定する「一般廃棄物処理基本計画」は、変遷するごみ処理の現状を鑑み、ごみに関する様々な問題の解決に向け、必要となる施策を推進するための総合的かつ中長期的な計画を策定するものである。この一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく「一般廃棄物処理計画」の基本計画である。また、本市の上位計画である「可児市第四次総合計画」、「可児市環境基本計画」との整合を図り、循環型社会の形成に向けた計画と位置付けている。



2. ごみ処理に関する現況と課題

2-1 ごみの発生・排出抑制

(1) 可燃ごみの減量化

- 総排出量の90%以上を占めている可燃ごみの排出抑制対策が重点課題である。
- 平成26年度における可燃ごみの種類組成(乾ベース)では、紙・布類が36.0%、プラスチック類や不燃物が合わせて30%以上を占めている。減量化のためには紙・布類の分別の徹底を図る必要がある。

図1 平成26年度可燃ごみ種類組成

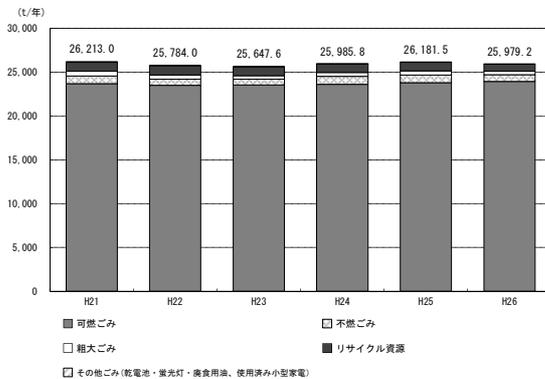
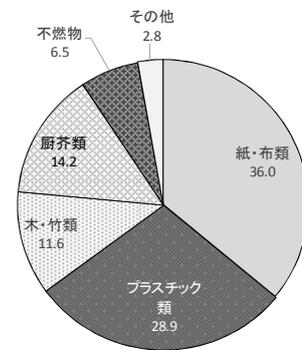


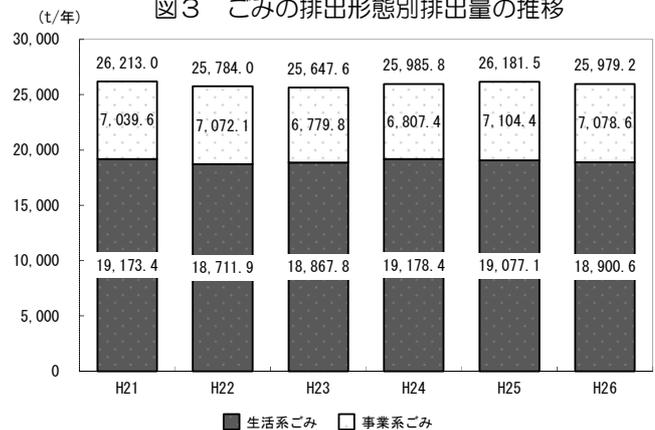
図2 平成26年度の可燃ごみ種類



(2) 生活系ごみの排出抑制

- 生活系ごみの排出量は、平成21年度と比較して、平成26年度は272.8t減少しているが、今後も生活系ごみの排出抑制対策を推進する必要がある。また、市民に協力を呼びかけ、ごみの減量を進めていく必要がある。

図3 ごみの排出形態別排出量の推移



(3) 事業系ごみの管理・抑制

- 事業系ごみは、総排出量の約4分の1を占めており、ごみ総排出量の減少に向けて、事業系ごみの排出抑制対策が必要である。
- 事業系ごみの資源化を図るためには、体制の整備が必要であり、ごみ処理施設においても搬入時のチェックや指導を強化する必要がある。
- 食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物の有効利用を推進するため、今まで処分されていた食品廃棄物を循環資源として再利用する必要がある。

2-2 ごみの資源化に関する課題

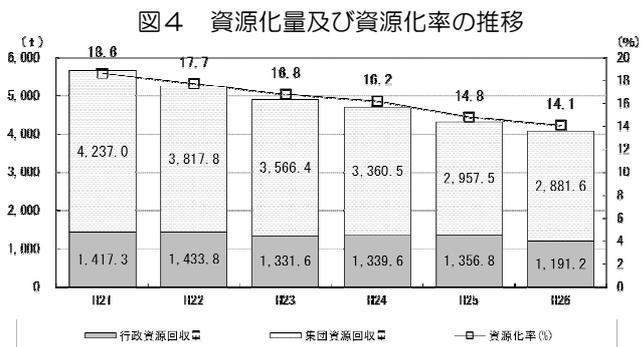
(1) 資源化率の向上

○リサイクル資源の収集量は、飲食用のビン・カン・ペットボトルの収集量が年々減少している。ビンについては今後も減少が予想されるが、その他の品目は、さらなる分別の徹底による収集量の増加を図る必要がある。

○紙類や繊維類等については、エコドームや集団回収に出すよう継続的に呼びかけていく必要がある。

○平成 21 年度以降において、資源化率は減少傾向にあり、集団回収・エコドーム等の利用促進により、資源化率の向上を図る必要がある。

○行政回収量は減少しているが、店頭回収の利用が増加している。店頭回収を実施している店舗の把握と情報提供を行う必要がある。



(2) 新たな分別品目の検討

○市が回収しているリサイクル資源は、ビン、カン、ペットボトル、発泡スチロール・トレイ、紙容器（5種9品目）の他に、エコドームや集団回収において、新聞・雑誌等の紙類や繊維類等の回収を行っている。今後は、新聞等をエコドームまで持ち込めない高齢者等の対応策も検討する必要がある。

○可燃ごみに含まれる生ごみ及び草・剪定枝に関して、バイオマスによるリサイクル事業も検討しており、併せて分別収集の方法について検討する必要がある。

2-3 ごみの適正処理に関する課題

(1) 収集・運搬に関する課題

○ごみ排出量の抑制や新たなリサイクル資源の収集に対応するためには、現行体制を維持した上で、コストを考慮した収集の効率化を図る必要がある。

○分別の徹底及び資源化の促進を図るため、現行の収集回数の見直しについても検討する必要がある。

○高齢者人口の増加が見込まれることや、身体の不自由等により自力でごみ出しが困難な市民を支援するため、ボランティアの協力等によるごみの出しやすい環境整備について検討する必要がある。

(2) 中間処理・最終処分に関する課題

- ごみ処理については、量や質の変化にも対応できる焼却施設の安定的な稼働の維持が必要である。また、焼却処理後の焼却灰はスラグ化しており、再利用品の利用先を安定的に確保する必要がある。
- 陶磁器類等を埋立している大森瓦礫処分場・兼山瓦礫処分場について、埋立残余量の状況に応じて、拡充を検討する必要がある。

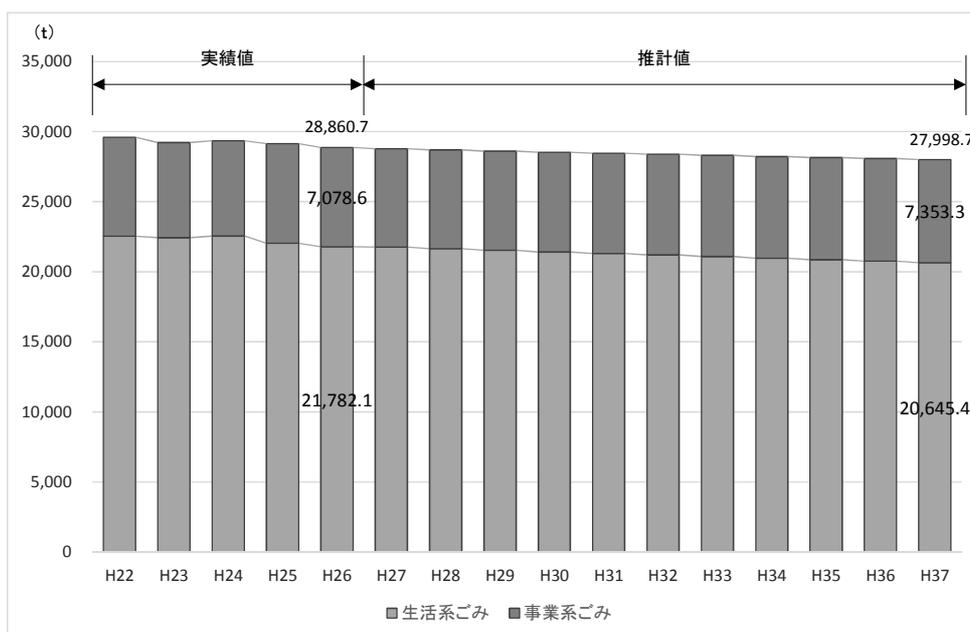
(3) その他適正処理に関する課題

- 市民及び事業者に排出抑制のPRを行い、排出者の責任による適正な処理を要請していく必要がある。
- 豪雨や火災、震災等により建物・家財道具等の災害ごみが一時的に大量に搬入される可能性も懸念されるため、災害時におけるごみを適正に処理できる体制の確保に向け、地域防災計画、災害廃棄物処理計画において検討する必要がある。

2-4 ごみ総排出量の推計

生活系ごみと事業系ごみの排出量の推計値を加算し、総排出量の推計結果を図5に示す。平成37年度におけるごみ総排出量は、平成26年度の28,860.7t/年から3.0%減少し、27,998.7t/年になるものと見込まれる。

図5 ごみ総排出量推計結果



3. ごみ処理基本計画

3-1 計画の基本方針

(1) 基本理念

近年、ごみを取り巻く環境が大きく変化している中で、「ごみをいかに減らし、かつ資源として循環させるか」という施策を確立し、循環型社会の構築を目指すことが求められている。ごみの発生・排出抑制、資源化・再生利用、適正処理のあり方とその方向性を示すにあたって、本計画の基本理念を以下のように設定する。

〈基本理念〉

持続可能な循環型社会構築を目指す まちづくり

(2) 基本方針

基本的な視点をもとに基本理念を実現するため、本市のごみ処理における現状と課題を踏まえ、本計画における基本方針を以下のように設定する。

基本方針1 ごみの減量・リサイクルの推進

ごみそのものの削減を基本とし、排出されたごみは、可能な限りの資源化を行う。

基本方針2 環境に配慮した適正な処理の推進

排出されたごみに対して、可能な限り環境負荷の少ない適正な処理を基本とする。

基本方針3 三者協働による取り組みの推進

市民・事業者・行政の役割を明確にし、三者協働による取り組みを推進する。

(3) 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とする。なお、計画の進捗状況や社会的情勢等を考慮しながら、必要に応じて見直しを行うものとする。

H18	H27	H28	H37
可児市一般廃棄物処理計画 (H18~)		可児市一般廃棄物処理計画 (H28~)	

3-2 基本施策

施 策		
1 ごみの減量・リサイクルの推進	①ごみの減量・リサイクルに対する意識の啓発	
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の自主的な活動につながるPRの推進 ・ホームページを活用した情報提供の充実 ・エコドームの利用促進 ・学校等における意識啓発 ・エコサイクルプラザ等の利用促進 	
	② 生活系ごみの排出抑制	
	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭回収実施店舗の調査及び情報提供 ・資源集団回収の促進 ・家庭からの食品ロスの削減 ・生ごみ処理機等の購入促進 ・エコショップ（環境にやさしい店）のPR推進 ・バイオマス事業の導入検討 	
	③ 事業系ごみの排出抑制	
	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量計画書の提出要請 ・自己処理責任の周知徹底、指導強化 ・事業系ごみの減量・資源化の推進 ・ごみ処理施設における不適物排除の指導強化 	
	2 環境に配慮した適正な処理の推進	① 収集・運搬システムの適正化
		<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な収集・運搬体制の構築 ・ごみステーションの適正な管理 ・ごみ出しが困難な市民に対する支援の検討
		②中間処理・最終処分システムの適正化
<ul style="list-style-type: none"> ・中間処理施設の維持・整備 ・環境保全対策の推進 ・最終処分場の適正な管理 		
③ その他の処理システムの適正化		
<ul style="list-style-type: none"> ・適正処理困難物への対応 ・災害ごみへの対応 ・不法投棄の防止 		
3 三者協働による取り組みの推進	① 市民の自主的な取り組みの促進	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別精度の向上 ・市民参加型イベントの開催 ・各種活動団体への支援 	
	② 事業者における取り組みの支援・促進	
	<ul style="list-style-type: none"> ・新たにごみ処理技術の開発支援 ・拡大生産者責任制度の導入検討 	
	③ 行政における連携体制の整備	
	<ul style="list-style-type: none"> ・三者の調整役として役割の推進 ・関連部署・関係機関等との連携強化 	

4. 生活排水処理に関する基本的事項の整理

4-1 生活排水処理施設の概要

家庭から排出される生活排水には、さまざまな生活雑排水に分けらる。本市における処理体系を表1に示す。

表1 生活排水の処理体系

処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体
(1) 公共下水道(特定環境保全公共下水道を含む)	し尿及び生活雑排水	可児市
(2) 農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	可児市
(3) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(4) 単独処理浄化槽	し尿	個人等
(5) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	可茂衛生施設利用組合

資料：下水道課

4-2 生活排水処理施設の整備に関する課題

本市域内の公共下水道としては、流域関連公共下水道と特定環境保全公共下水道による整備が進められている。流域関連公共下水道については、ほぼ整備が完了し、接続の促進を行っている。今後も計画区域内において速やかな接続を促進する必要がある。

4-3 計画の基本方針

本市では、人口の増加や都市化の進展等に伴い、生活排水による水質汚濁が問題になり、これまでもソフト面・ハード面からの対策を行ってきた。また、快適な水環境に対する要望が高まり、本市において生活排水を適正に処理することは重要な課題であり、その適正処理のあり方とその方向性を示すにあたって、本計画の基本理念を以下のように設定する。

《基本理念》

豊かな水環境の創出に向けた 快適で潤いのあるまちづくり

4-4 基本施策

施 策	
1	生活排水処理施設の整備推進
	<ul style="list-style-type: none">・流域関連公共下水道の接続促進・農業集落排水施設への接続促進・合併処理浄化槽の設置促進
2	し尿・浄化槽汚泥の適正な処理の推進
	<ul style="list-style-type: none">・効率的な収集・運搬体制の構築・適正な中間処理・最終処分の推進
3	普及啓発活動の推進
	<ul style="list-style-type: none">・環境に対する意識の向上・家庭でできる発生源対策の促進

発行：可児市

編集：可児市 市民部 環境課

〒509-0292

岐阜県可児市広見一丁目1番地

☎0574-62-1111
